

シンガポールのパーソナライズ雇用許可書の申請手続きと費用

パーソナライズ・雇用許可書(Personalised Employment Pass、以下「PEP」という)は、シンガポール国外で高級管理職を務めており、シンガポールで仕事を探したり、任職をしたりしようとする外国人のために、シンガポール人材開発省(MOM)によって制定されているビザプログラムです。PEPは就労ビザの1つです。PEP保有者は、ビザの有効期間内にシンガポール(再)出入国をし、いつでも転勤をすることができ、その家族のために家族ビザ(Dependent Pass:DP)又は長期滞在ビザ(Long-Term Visit Pass:LTVP)を申請することもできます。

当事務所は代理してシンガポールの PEP を申請するサービス費用は 1 ビザにつき 2,500 シンガポールドル(以下「SGD」という)です。当事務所のサービスには申請者の資格に対する予備評価、必要書類の準備・収集についての助言、申請者の提出書類の審査、証明書類の作成支援、申請提出、シンガポール人材開発省との連絡、進捗確認が含まれています。最後に、啓源はIPA(In-Principal Approval letter)を申請者へ転送します。

シンガポールの PEP 申請に必要な書類には、申請者の学歴証明書、専門資格証明書、過去の職歴の証明書類等が含まれます。

問題がなければシンガポール人材開発省は 8~12 週間以内に申請者に IPA を発行します。その後、申請者は IPA を持ってシンガポールに入国し、IPA を PEP と交換することができます。

シンガポールの PEP は 3 年間有効であり、更新できません。PEP 保有者は PEP 有効期限が切れた後、引き続きシンガポールで就職をしようとする場合、既存の PEP の有効期間満了前に雇用許可書(EP)又はアントレパスを申請する必要があります。

本見積書はあくまでも参考用であり、実際の費用は当事務所の専門コンサルタントが提供する見積りに準じます。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F.
Menara Teguh Alila Bangsar
58 Jalan Ang Seng
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 17 672 0203

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. 申請サービスと費用

当事務所は代理してシンガポールのパーソナライズ雇用許可書 (PEP) を申請するサービス費用は 2,500SGD です。家族ビザ (Dependent Pass: DP) 及び長期滞在ビザ (Long-Term Visit Pass: LTVP) を申請するサービス費用は 1 人あたり 1,800SGD です。

具体的には以下のサービスが含まれます。

- (1) 申請者の PEP 申請資格に対する予備評価
- (2) PEP 申請に関する情報・アドバイスの提供
- (3) PEP 申請に必要な書類の作成支援
- (4) 申請者と雇用主の申請書類の審査
- (5) 申請フォームと授權書類の作成
- (6) MOM への PEP 申請書類の提出
- (7) PEP 申請の進捗状況確認
- (8) 申請についての MOM との相談
- (9) MOM の書類補足要求の対応
- (10) 申請承認後の証明書の受領手配 (郵便する又は自ら受け取る)
- (11) PEP 申請が拒否された場合、MOM のガイドラインに従い拒否の日から 3 ヶ月以内に 2 回以下の不服申立を提出することができます。啓源の不服申立支援が必要な場合、費用が別途発生します。詳細は啓源までお問い合わせください。
- (12) 雇用許可書サービスセンター (EPSC) との予約
- (13) クライアント様への書類と発行された IPA の送付

備考:

- (1) 上述の費用には、翻訳料、課徴金、政府規定費用、郵便料及び公証料等の追加サービス料金が含まれません。2022 年 8 月 22 日まで、シンガポール政府の PEP 申請料金は以下の通りです。ご参考までに。

申請料金 (Submission Fee)	1 人あたり 105SGD
発行手数料 (Issuance Fee)	1 人あたり 225SGD
複数回旅行ビザ料金 (適用する場合)	1 ビザあたり 30SGD

- (2) 上述の費用全てには 7% 商品・サービス税 (消費税に相当する) が含まれません (適用する場合)。
- (3) 申請・不服申立・更新が拒否された場合、上述の費用は返金されません。

2. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5% の手数料を請求します。

3. 申請資格

PEP の申請資格に該当する者の場合

- (1) 申請提出前の 6 ヶ月以内、海外の固定月給が 18,000 米ドル以上の外国人専門家 又は
- (2) 固定月給が 12,000 米ドル以上である雇用許可書 (EP) 保有者

PEP の申請資格に該当しない者の場合

- (1) Sponsorship Scheme に加入している EP 保有者
- (2) フリーランス、又はフリーランスとして仕事をする予定の外国人
- (3) 個人事業主、パートナー及び ACRA に登録されている会社の取締役や株主を兼任する者
- (4) ジャーナリスト、編集長、副編集長又はプロデューサー

備考:

- (1) PEP 保有者は PEP を持つ期間中にいかなる事業を行い、又は開業することができません。
- (2) PEP 保有者は無職でシンガポールに 6 ヶ月以上滞在した場合、PEP を取り消されます。
- (3) 雇用月数を問わず、PEP 保有者は毎年 144,000 米ドル以上の固定給与を稼がなければなりません。
- (4) 以下の事項が発生した場合、PEP 保有者はシンガポール MOM を通知する必要があります。
 - (i) 仕事を始めること、又は辞職すること。
 - (ii) 連絡先を変更したこと(現地の連絡者、住所等)。
 - (iii) 当年 1 月 31 日前に翌年の固定給与を申告したこと。

雇用許可書 (EP) の申請資格は定期的に改訂されます。シンガポール入国管理局は事前の通知なしに資格を変更する可能性があります。詳細については啓源の移民コンサルタントまでお問い合わせください。

4. PEP 保有者の同行家族のパス

PEP 保有者の家族は異なるパスを適用します。

家族	パスの種類
配偶者 (法律上の婚姻関係)	家族ビザ (Dependent Pass)
21 歳以下の未婚子女 (合法的な養子縁組を含む)	
コモンローに定められた配偶者	長期滞在ビザ (Long Term Visit Pass)
21 歳以上、未婚、障害者である子女	
21 歳以下、未婚の養子縁組	
両親	

家族が家族ビザ又は長期滞在ビザを持っている場合でも、家族全員は各自に申請を提出する必要があります。同行家族のパス申請は PEP 申請とともに提出することができます。また、主要申請者の PEP は取り消される場合、申請された全ての同行家族の家族ビザ、長期滞在ビザ、同意書及び家族の就労ビザも取り消されます。

5. 申請手続きと所要時間

一般的に、シンガポール人材開発省が申請を処理するには約 8 週間かかります。申請は初回の評価で拒否された場合、申請者は人材開発省へ追加書類を提出し、上訴することができます。上訴の場合に所要時間は延長されます。上訴手続きは通常 8 週間以上かかります。推定の所要時間は下の表をご参照ください。

順番	手続き	所要時間 (営業日)
1	クライアント様(申請者)は啓源の移民コンサルタントと(ビデオで)相談し、申請者の基本的な個人情報を提供する。啓源は申請成功の可能性に対して予備評価をする。	クライアント様による
2	啓源は PEP 申請のサービス契約書をクライアント様に送付する。クライアント様は契約書に署名し、当事務所のサービス費用(委託料金)を支払う。	クライアント様による
3	クライアント様はアンケートに記入し、書類リストに記載されている書類を準備した後、啓源に送付する。	クライアント様による
4	啓源は PEP の申請書類を作成し、クライアント様に送付する。	14 日
5	クライアント様は申請書類に署名し、署名済み書類を啓源へ返送する。	クライアント様による
6	啓源は PEP 申請書類をシンガポール MOM へ提出する。	3 日
7	シンガポール MOM は申請の結果について返事する。	約 8 週間
8	申請が承認された場合、当局が発行した IPA を取得する。啓源は指紋と写真の登録について EPSC と予約する。MOM が補足書類の提出を要する場合、啓源は対応する。	書類補足対応: MOM の要求による
9	クライアント様は IPA 及びシンガポール一時入国ビサを持ってシンガポールに入国する。	IPA 発行後の 6 ヶ月以内
10	EPSC における指紋と写真の登録を手配する(適用する場合)。	2 週間
11	MOM は申請を処理し、物理的な PEP カードを啓源のシンガポール事務所に郵送する。	4 週間
12	啓源は物理的な PEP カードをクライアント様の指定された住所へ転送する。	1 日
合計:		10 週間から

備考:

- (1) 上述の時間は、手続きが円滑に進め、クライアント様の協力度が高いことに基づき算出されたものです。
- (2) 上述の時間には関連する政府機関により生じた遅延が含まれません。

6. 必要書類

- (1) 申請者のパスポートの個人事項ページ
- (2) シンガポール現地の連絡者(海外の申請者は PEP 申請提出の際に現地の連絡者がいない場合、MOM 申告の際に提供することができる)
- (3) 申請者は保有している一時入国ビザ又は移民ビザの詳細情報
- (4) シンガポール住所の要件に該当する住所
- (5) 医療申告電子フォーム (Medical declaration form)
- (6) 学歴やその証明書類
- (7) 会社の商号、職業、固定月給、国、勤務時間を説明する職歴 (EP 保有者でない申請者に適用する)
- (8) 最新の税務申告書
- (9) 直近 3 ヶ月の賃金台帳と銀行取引明細書

その他証明書類

- (1) 外国の身分証明書類(例えば住民票)
- (2) シンガポールの携帯番号と電子メールアドレス
- (3) 個人履歴書
- (4) 給与明細書
- (5) UEN
- (6) 雇用契約書(適用する場合)
- (7) 職業、給与、雇用主の詳細、勤務年数等の最近の勤務状況
- (8) シンガポール部門が要求したその他書類

7. PEP の有効期限

申請が承認された後、PEP は少なくとも 3 年間有効です。

PEP 保有者は新しい仕事を見つけた後、現有の PEP を取り消し、又は新しい PEP 申請を雇用主に保証させる必要がありません。PEP の有効期限が切れる場合、シンガポールで引き続き勤務するために EP 又は S パスを申請する必要があります。

PEP は発行が 1 回のみであり、更新ができない点に留意が必要です。

PEP 保有者は PTS スキーム (Professional, Technical Personnel & Skilled Workers) を通じてシンガポール永住権を申請することができます。但し、シンガポール永住権を申請するには申請者の 6 ヶ月間の給与証明書が必要であるため、シンガポールに 6 ヶ月以上滞在してからシンガポール永住権を申請することをお勧めします。

8. 申請の拒否

全ての PEP 申請は承認されるわけではないことにご注意してください。MOM は申請者の資格や勤務経験に基づき申請の承認又は拒否を決定します。

最初の申請が拒否された場合、啓源は MOM のガイドラインに従い不服申立を提出することができます。啓源の不服申立支援が必要な場合には、費用が別途発生します。

MOM は提出書類や内容を認めた場合、申請が承認されます。不服申立の所要時間は 8 週間以上です。PEP 申請を承認又は拒否する権利は全て MOM にあることをご理解ください。

クライアント様の申請は MOM によって拒否された場合、当事務所は PEP 申請・不服申立のサービス費用を返金しません。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com